

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

奈良県人事委員会委員長 馬場勝也

奈良県人事委員会規則第二十六号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年八月奈良県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第二橿原文化会館の項の次に次のように加える。

美術館	館長 副館長 館長代理 総務課長
-----	------------------

別表第二美術館の項を削り、同表中

中和福祉事務所	所長 次長 福祉課長
吉野福祉事務所	所長 福祉課長

を

福祉事務所	所長 次長 福祉課長
-------	------------

に

改める。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。